

地域雇用開発助成金の概要

【地域雇用開発コース】

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島地域等において、事業所の設置・整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対し、設置・整備費用及び増加した労働者数に応じて一定額を助成

・助成額:48万円～960万円

(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては0.95億円から2.4億円)

・助成期間:3年間

・中小企業事業主の特定:中小企業事業主の場合は、1年目の助成額の1/2を上乗せ

・創業の特例:創業の場合は、さらに1年目の助成額の1/2を上乗せ

・戦略産業雇用創造プロジェクトに参画する事業主にあつては、雇入れ一人当たり50万円を追加

【沖縄若年者雇用促進コース】

事業所の設置又は整備に伴い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者(新規学卒者を除く。)を3人以上雇い入れ、その定着を図る県内の事業主に対し、当該雇用した者に対して支払った賃金に相当する額の1/4(中小事業主については1/3)を助成

・助成期間:1年間(ただし、労働者の定着状況が良好な事業主に対しては、2年間)

・中小事業主にあつては、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者に加え、計画期間に沖縄県内に居住する新規学卒者を雇入れた場合、当該雇用した新規学卒者に支払った賃金に相当する額の1/3を助成(1年間に限る)